

インフルエンザ・出席停止期間の基準について(小・中学生)

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

※学校保健安全法施行規則改正・2012年4月

◎発症日＝発熱等の症状が出た日 (×病院で受診した日)

例1	発症後1日目に熱が下がった場合	発症0日	発症後1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
		発症	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目以内なので登校不可	発症後5日目以内なので登校不可	登校可能

例2	発症後2日目に熱が下がった場合	発症0日	発症後1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
		発症	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目以内なので登校不可	登校可能

例3	発症後3日目に熱が下がった場合	発症0日	発症後1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
		発症	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

例4	発症後4日目に熱が下がった場合	発症0日	発症後1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
		発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

例5	発症後5日目に熱が下がった場合	発症0日	発症後1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
		発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

<保護者のかたへお願い>

処方された薬や個人の免疫力などにより、解熱が早い場合があります。

しかし、ウイルスはまだ感染者の体内にある状態のため、自己診断で登校すると学校内での感染拡大・流行のリスクが高まります。

インフルエンザと診断された場合は、上記の出席停止期間内は外出を控え、安静・休養・保温などで症状緩和と体力の回復に努めさせてください。

船引南中学校

